

## 第 8 回 表現の自由 (1)

今回と次回は、憲法の人権論の最大の山場である表現の自由(19条)を扱います。  
もし表現の自由がなければ、私たちはどうなるでしょうか。私たちの社会はどうなるでしょうか。表現の自由は何のためにあるのかと、表現の自由とは何なのかについて、考えてみましょう。

### 1. 表現の自由の価値・射程

- ・ 表現の自由は、個人が表現活動を通じて自己の人格を發展させるという個人的な価値と、国民が表現活動により政治的意思決定に関与することを通じて民主政治の維持・形成に役立つという社会的な価値という 2 つの側面を有する。
- ・ 表現の自由は、本来、思想内容を表出する自由権であったが、情報化が進んだ今日においては、広く一切の情報の流通過程を保障する包括的基本権であるとされる。
- ・ 表現の自由を受け手の側から再構成し、それを知る権利として捉え、これも 21 条によって保障されていると考えられるようになっている。
- ・ 情報の受け手である国民が、情報の送り手であるマス・メディアに対して、自己の意見の発表の場を提供することを要求する権利を認めるか否かについては争いがある。

#### ○ サンケイ新聞事件最高裁判決 (最判昭和 62 年 4 月 24 日民集 41 卷 3 号 490 頁)

1973 (昭和 48) 年 12 月 2 日、Y (株式会社産業経済新聞社) は、同社が発行する昭和 48 年 12 月 2 日付けのサンケイ新聞に、「前略 日本共産党殿 はっきりさせてください」という見出しの A (自由民主党) の意見広告を掲載した。その意見広告の内容は、X (日本共産党) の綱領と X の構想する「民主連合政府」にかかる提案における国会、自衛隊、日米安保条約、企業の国有化及び天皇の各項目をそれぞれ要約して比較対照させ、その間に矛盾があることを指摘し、歪んだ福笑いをかたどったイラストを添えたものであった。これに対して、X は、同一スペースの反論意見広告を無料で掲載することを Y に要求したが、Y は有料を主張して争い、交渉が決裂した。X は、名誉毀損に基づくほか、反駁権・反論権の存在を主張して反論意見広告無料掲載請求権の発生を根拠づけ、かかる反駁権・反論権は日本国憲法 21 条に由来し、人格権や条理に根拠するものであると主張した。

最高裁判所は、反論掲載請求権を容易に認めることは、公的事項に関する批判的記事を掲載することを躊躇させ、表現の自由を間接的に侵害するおそれがあるので、具体的立法がない限り認めることはできないと判示し、X による上告を棄却した (X の請求を棄却した)。

### 2. 表現の自由の内容

- ・ 報道とは、単に事実を伝達するだけであり、特定の思想を表明するものではないが、報道の自由は 21 条で保障されるものであると解されている (博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定 (最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁))。
- ・ 報道の自由に取材の自由が含まれるか否かについては、争いがある。最高裁判所は、取材の自由は 21 条の精神に照らし十分尊重するに値すると述べるにとどまり、取材の自由に報道の自由と同じ法的保障を与えなかった (博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定)。
- ・ わいせつ表現や差別的表現、名誉毀損的表現についても、基本的には 21 条にいう表現に含まれると考えたうえで、最大限保護の及ぶ表現の範囲を画定していくべきとされる。

○ 博多駅テレビフィルム提出命令事件最高裁決定（最大決昭和 44 年 11 月 26 日刑集 23 卷 11 号 1490 頁）

1968（昭和 43）年 1 月、米原子力空母エンタープライズ佐世保寄港阻止闘争に参加しようとしていた学生に対して、暴動を防止し鎮圧するため、機動隊が、博多駅構内から排除し、改札口の外で検問と持物検査を行った。この警備活動をめぐる裁判の過程で、証拠として、事件当日のニュースフィルムが必要となったため、福岡地方裁判所は、NHK と民放各社に対して、フィルムの任意提出を求めた。しかし、NHK と民放各社はこれを拒否したため、福岡地方裁判所は、刑事訴訟法 99 条 2 項に基づきフィルムの提出を命じた（福岡地決昭和 44 年 8 月 28 日刑集 23 卷 11 号 1513 頁）。これに対して、NHK と民放各社は、報道の自由を侵害するものであり、また、フィルム提出の必要性が稀薄であるとして、福岡高等裁判所に一般抗告を行ったものの、棄却されたため（福岡高決昭和 44 年 11 月 26 日高刑集 22 卷 4 号 616 頁）、最高裁判所に特別抗告をした。

最高裁判所は、公正な裁判の要請に基づく提出命令の必要性と、取材の自由が妨げられる程度や報道の自由に及ぼす影響の度合いなどの事情を比較衡量して、提出命令を合憲と判示した。その前提として、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と述べられている。

○ 「チャタレイ夫人の恋人」事件最高裁判決（最大判昭和 32 年 3 月 13 日刑集 11 卷 3 号 997 頁）

出版社社長 X<sub>1</sub> は、英文学界において著名な D. H. Lawrence の芸術的観点からして相当高く評価されている *Lady Chatterley's Lover* の翻訳出版を企図し、文学者 X<sub>2</sub> にその翻訳を依頼し、訳書を出版した。その後、X<sub>1</sub> と X<sub>2</sub> は、刑法 175 条の猥褻文書販売の罪で起訴された。

最高裁判所は、刑法 175 条にいう「猥褻の文書」（「わいせつな文書」とは、「徒らに性欲を興奮又は刺戟せしめ、且つ普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するもの」をいうとする最判昭和 26 年 5 月 10 日刑集 5 卷 6 号 1026 頁の判断を是認したうえで、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub> いずれも有罪とする控訴審判決（東京高判昭和 27 年 12 月 10 日高刑集 5 卷 13 号 2429 頁）を維持した。

○ 北方ジャーナル事件最高裁判決（最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 卷 4 号 872 頁）

X の発行する雑誌「北方ジャーナル」では、かねてから旭川市長 Y を攻撃する記事を掲載していたが、Y が北海道知事選挙に立候補することになったので、知事選 2 か月前に発行予定の同誌に、Y を攻撃する記事を掲載し、印刷の準備をしていた。この記事では、Y について、「五十嵐……のようなゴキブリ共」「言葉の魔術者であり、インチキ製品を叩き売っている（政治的な）大道ヤシ」「天性の嘘つき」「己れの利益、己れの出世のためなら、手段を選ばないオポチュニスト」「メス犬の尻のような市長」「広三の素顔は、昼は人をたぶらかす詐欺師、夜は闇に乗ずる凶賊」などという表現を用い、その私生活について、「クラブ……のホステスをしていた新しい女……を得るために、罪もない妻を卑劣な手段を用いて離別し、自殺せしめた」とか「老父と若き母の寵愛をいいことに、異母兄たちを追い払」ったことがあると記し、その行動様式は「常に保身を考え、選挙を意識し、極端な人気とり政策を無計画に進め、市民に奉仕することより、自己宣伝に力を強め、利権漁りが巧みで、特定の業者とゆ着して私腹を肥やし、汚職を蔓延せしめ」「巧みに法網をくぐり逮捕はまぬかれ」ており、知事選立候補は「知事になり権勢をほしいままにするのが目的であり、結論として、Y は「北海道にとって真に無用有害な人物である」と書かれていた。これを知った Y は、自己の名誉権侵害予防のため、印刷・販売等の禁止を求める仮処分を裁判所に申請した。

札幌地方裁判所は、この申請を相当と認めて、審尋を経ることなく仮処分決定を行い、これを執行した。X は、この仮処分を違憲・違法であるとして、Y らに対して損害賠償を請求して提訴したが、第 1 審（札幌地判昭和 55 年 7 月 16 日民集 40 卷 4 号 908 頁）、控訴審（札幌高判昭和 56 年 3 月 26 日民集 40 卷 4 号 921 頁）とも X の請求を棄却したので、上告に及んだ。X の主張は、本件の仮処分による記事の事前差止めは、憲法 21 条 2 項の禁止する検閲に当たるのみならず、言論・出版の自由を保障する憲法 21 条 1 項に実体的にも手続的にも違反するというものである。

最高裁判所は、名誉は生命・身体とともに重大な保護法益であるから、名誉毀損の被害者は、人格権としての名誉権に基づき、加害者に対して、現に行われている侵害行為を排除し、または将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求め、Y ができるとしつつも、表現行為に対する事前抑制は、表現の自由を保障し検閲を禁止する憲法 21 条の趣旨に照らし、厳格かつ明確な要件の下においてのみ許容されうると述べた。そして、公職の立候補者に対する批判等の表現行為は、一般にそれは公共の利害に関する事項であり、その表現は私人の名誉権に優先する社会的価値を含むので、事前差止めは原則として許されないが、(1) その表現内容が真実でなく、またはそれがもたら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、(2) 被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に事前差止めが許されると判示し、上告を棄却した。